

# 定 期 監 査

## 1 監査の実施期間

令和3年1月14日から同年3月1日まで

## 2 監査の対象

- ◇市 民 部 まちづくり課(地区まちづくりセンターを含む。)、  
市民協働課、市民安全課、市民課(斎場を含む。)、  
多文化・男女共同参画課(国際交流室を含む。)、  
文化振興課(博物館を含む。)、スポーツ振興課
- ◇福祉こども部 福祉総務課、生活支援課、障害福祉課(ふじやま学園を含む。)、  
こども未来課、保育幼稚園課  
(保育園、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所を含む。)、  
こども家庭課、こども療育センター(みはら園、  
療育相談室を含む。)
- ◇産 業 経 済 部 産業政策課(港湾振興室を含む。)、商業労政課、  
富士山・観光課、農政課、林政課
- ◇消 防 本 部 消防総務課、警防課(救急管理室を含む。)、情報指令課、  
予防課、中央消防署、西消防署
- ◇会 計 室
- ◇農業委員会事務局

## 3 監査の範囲・方法

令和2年4月1日から同年11月30日までに執行された事務事業について、提出された資料に基づき、関係諸帳簿及び証拠書類等(郵券受払簿を含む。)により予備監査を実施し、担当職員からその執行状況等の説明を聴取した。

監査に当たっては、富士市監査基準に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ正確に行われているか、また、より少ない費用で、最大限の成果を得ているかを主な着眼点として監査を実施した。

なお、監査を実施する前に、過去の監査結果等を参考にリスク評価を行い、重点監査項目を設定した。その主な項目は次のとおりである。

### (1) 契約関係

- ・工事、委託、修繕、物品購入等において、契約を恣意的に分割していないか。
- ・契約書類等に不備はないか。
- ・契約内容に沿った業務の執行が行われているか。

### (2) 支出関係

- ・支払いの遅延はないか。

(3) 収入関係

- ・ 調定額の算定、調定の手続等は適正であるか。

(4) その他

- ・ 要領、ルール等の定めに沿った事務の運用が行われているか。
- ・ 郵券等の保管・管理は適切に行われているか。

4 監査の結果

監査対象となった事務事業は、所期の目的に沿った執行が進められており、その経理手続、事務処理は概ね妥当と認められ、公表すべき指摘事項は見られなかった。

しかし、指摘事項には当たらないまでも、本年度第1回の定期監査と同様に、工事請負費と修繕費の執行について、両者の区分が曖昧なものが複数の所属で見受けられた。工事と修繕では施工監理や完了検査等の面で取扱いが異なるため、両者の区分の明確化とそれに基づく適正な予算措置について検討することを望むものである。

5 事務事業の概要

各所属の事務事業等の実施状況は、次のとおりである。

(注 意)

- 1 文中及び各表中の金額及び比率は、原則として単位未満を四捨五入してあるが、合計と一致させるため一部調整したところもある。
- 2 文中及び各表中の比率(%)は、原則として小数点第3位を四捨五入しているが、比率99.995%以上100.000%未満は99.99%とし、100.000%を超え100.005%未満のものは100.01%とした。また、構成比の合計が100.00%になるよう一部調整したところもある。
- 3 文中及び各表中における収入未済額は、予算現額から収入済額を引いたものとする。